

ルソーの政治思想における「部分社会」 老いゆく 国家と党派の問題

著者	三嶋 康平
雑誌名	法学
巻	86
号	3
ページ	66-91
発行年	2022-12-30
URL	http://doi.org/10.50974/00136665

ルソーの政治思想における「部分社会」 —— 老いゆく国家と党派の問題

三 嶋 康 平

はじめに

1. 『社会契約論』の实践的意図
 2. 「部分社会」とは何か
 3. 『社会契約論』における国家の分類
- おわりに

はじめに⁽¹⁾

フランスやジュネーヴで活躍した政治思想家ジャン＝ジャック・ルソー(1712-78)は、その著作の中に相矛盾するような言説が数多く見られることから、後世(あるいは存命中においてさえ)「矛盾の思想家」といった評価がしばしばなされてきた⁽²⁾。しかし、彼自身は存命中に自らの主張の一貫性を繰

(1) ルソーの著作の引用は、全てプレイヤード版『ジャン＝ジャック・ルソー全集』(*Œuvres complètes*, édition publiée sous la direction de Bernard Gagnebin et Marcel Raymond, Bibliothèque de la Pléiade, 5 tomes, Paris, Gallimard, 1959-1996)を参照した。以降、脚注に記す際にはO.C.と略記し、該当巻数をローマ数字、該当頁数をアラビア数字で表す。また、邦訳については基本的に『ルソー全集』(小林善彦・樋口謹一編, 全14巻, 白水社, 1978-84年)に依拠し、『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波書店, 1954年)および『人間不平等起源論』(本田喜代治・平岡昇訳, 岩波書店, 1933年)のみ、岩波版に依拠している。ただし、訳出の都合上、筆者の責任で適宜修正が加えられている。

(2) 「ルソーは矛盾の思想家といわれ、その思想の中には、個人主義、自由主義的

り返し強調していたことから⁽³⁾、ルソーの著作をどのように統一的に解釈できるか（あるいはできないか）という問題がエルンスト・カッシーラーによって提起され⁽⁴⁾、以降、ルソー研究における中心的なテーマとなってきた⁽⁵⁾。このような問題関心にに基づき、本稿では、これらの相矛盾する言説の中でも、近年ルソー研究において議論となっている「部分社会」の問題について検討する。

押村高によれば、これまでの研究では、ルソーが部分社会の存在を否定し、その排除を訴えているという理解が一般的であった。古くはフランス革命期から、コンドルセ、ダントン、ロベスピエールといった革命推進家らによって、ルソーは中間団体を排除し個人と理想国家を直結させた理論家なりと称えられ、それゆえに、政党を排撃した思想家として捉えられてきた⁽⁶⁾。このような理解は、20世紀に入りナチズムやスターリニズムを経験した後は全体主義と結びつき、ルソーの政治理論は個人を抑圧する全体主義的な性格を持っているという批判がなされるようになった⁽⁷⁾。例えば、J.L. タル

要素と、これに反する、見方によっては全体主義的ととられる要素が混在しているといわれる。」(恒藤武二『法思想史』、筑摩書房、1977年、349頁。)

- (3) 「私はさまざまな主題について、だがいつも同じ原理にもとづいて書いてきました。つねに同じ道徳、同じ信仰、同じ格率、そしてお望みならば、同じ見解を書いてきました。ところが人々は私の書物、あるいはむしろ私の書物の著者に関して相反する判断を下しました。なぜなら人々は私の意見よりはむしろ私を取り扱った事柄にもとづいて、私を判断したからです。」(O.C. IV, p. 928, 『ボームンへの手紙』『全集』第七巻、441頁。)
- (4) エルンスト・カッシーラー『ジャン＝ジャック・ルソー問題』生松敬三訳、みすず書房、1974年。
- (5) なお、カッシーラー自身は、ルソーの著作活動全体を「たえず自己を更新してゆく思想の運動」として捉えることで、一見矛盾して見える彼の諸著作の中に原理の一貫性を見出そうと試みた(川合清隆『ルソーの啓蒙哲学——自然・社会・神』名古屋大学出版会、2002年、97-98頁)。
- (6) 押村高「フランス政治思想における「党派」の問題」『青山国際政経論集 29』、1994年、1-30頁。
- (7) 川合清隆「ルソー、革命と共和国——マブリ師と比較して——」『ルソーと近代 ルソーの回帰・ルソーへの回帰』、永見文雄・三浦信孝・川出良枝編、風

モンは、ルソーを「部分利益を社会的調和の最大の敵とみる」思想家の一人であると指摘し、「このような態度は無階級社会の理念をめざすものである」といって過言ではなからう」と批判している⁽⁸⁾。また、この解釈はハンナ・アレントの『革命について』にそのまま受け継がれ、一般意志の名のもとに各人の多様な意見を排除するルソーの政治理論が全体主義の起源として断罪されている⁽⁹⁾。

一方、このようなルソーが部分社会を否定したという解釈に対し、近年では一部の論者らによって、彼は部分社会の存在を肯定的に捉えているという解釈が提出されるようになってきた。押村は、ルソーが『エミール』や『ポーランド統治論』等において部分社会の存在を否定的に論じていることは認めつつも、彼が恐れているのは部分社会たる党派の発生それ自体ではなく、一つの党派だけが連続して支配的な地位を独占するケースであると主張している⁽¹⁰⁾。また、アレクサンドラ・オブレアは、『社会契約論』において部分社会の排除を目指すスパルタの政策についてはほとんど触れられないのに対し、部分社会が存在した場合にその数を増やすことで部分社会間の抑制と均衡を図る共和政ローマの政策には相当な紙幅が割かれていることを根拠に、ルソーは部分社会を排除するスパルタモデルではなく、その数を増やすロー

行社，2014年，221-234頁。

- (8) J.L. タルモン『フランス革命と左翼全体主義の源流』市川泰治郎訳，拓殖大学海外事情研究所，1964年，52-53頁。
- (9) ハンナ・アレント『革命について』志水速雄訳，筑摩書房，1995年。このような批判に対し、ベルナール・マナンは、ルソーが部分社会を否定するのにはより深遠な理由があるとして、彼を全体主義論者とみなす解釈を退けている。しかしながら、そのマナンにおいても、やはりルソーが部分社会を否定しているという理解については変わっていない（Bernard Manin, On Legitimacy and Political Deliberation, *Political Theory*, Vol.15, No.3, 1987, pp.338-368.）。
- (10) 押村高「フランス政治思想における「党派」の問題」『青山国際政経論集』第29号，1994年，1-30頁。

マモデルの方が当時の社会においてより適当であると考えていたと主張している⁽¹¹⁾。後に見るように、本稿の結論もオプレアと同様のものであるが、記述量の大小のみを論拠にルソーが部分社会を肯定していたとみなす彼女の解釈はやや説得力に欠けると言わざるを得ない。

もっとも、近年においても、ルソーが部分社会の存在を否定し、その排除を訴えていると解釈する研究は存在する⁽¹²⁾。ロバート・A・スパーリングは、後述の『社会契約論』第二編第三章を根拠に、党派を肯定的に論じていたマキアヴェッリやアダム・ファーガソンとは異なり、ルソーはあくまでも社会的分裂や党派の存在を腐敗の元凶として否定していると主張している⁽¹³⁾。また、鳴子博子は、ルソーが独立した個人と国家との間にはいかなる中間団体をも認めるべきではないという中間団体否認の理念を持っていたと主張している。彼女によれば、「部分社会の存在を容認することは、部分社会の団体利益、つまり一握りの者の特殊利益の追求・実現のために、……

(11) Alexandra Oprea, Pluralism and the General Will: The Roman and Spartan Models in Rousseau's Social Contract, *The Review of Politics* 81 (2019), 573-596.

(12) こうしたルソーが部分社会を否定しているという解釈は、特にアメリカの論壇において顕著に見られるような印象を受ける。私見ではあるが、アメリカにおいてこうした解釈がなされる原因は、アメリカ建国の父として合衆国憲法起草し、部分社会の存在を肯定的に論じたジェームズ・マディソンにあるのではないだろうか。すなわち、西洋政治思想史という文脈において彼の理論的先進性を際立たせたいがために、いわば「藁人形」としてルソーが持ち出され、マディソン以前に多元的な社会を認めなかった”後進的な”思想家として対比されるのである。例えば、ケイティ・コレアは、諸党派の存在を認めないルソーの政治理論は近視眼的で先見の明が無く、競合する諸党派の出現を前提としていたマディソンの理論の方がより現実に即していると主張している (Katie Correa, Jean Jacques Rousseau and the General Will, Symposium The Adelphi Honors College, *JOURNAL OF IDEAS*, volume 10, 2010, pp.29-35.)。

(13) Robert A. Sparling, Corruption and Partisanship: Rousseau, Ferguson and Two Competing Models of Republican Revival, *Canadian Journal of Political Science/Revue canadienne de science politique*, Vol.49, No.1, 2016, pp.107-127.

すべての市民の共同利益，すなわち一般意志を犠牲にすることになるがゆえに，廃棄すべきもの」と捉えられるのである⁽¹⁴⁾。

このような先行研究に対し，本稿において筆者が提示する解釈は，ルソーが部分社会を基本的には良くないものとみなしていたことは間違いはないが，その存在自体を否定していた訳ではなく，ましてや排除しようなどとは考えていなかったというものである。後に見るように、『社会契約論』のモデルはルソーが存命していた当時のジュネーヴ共和国であり，同書の執筆目的は，この共和国の政体が腐敗するのを防ぐための方策を提示することであった。ルソーは具体的な政治文脈では部分社会を排除しようとしていたわけではない。本稿は，実現可能なレベルでのルソーの政治的意図の一つを明確化する。

実のところ，ルソーは『社会契約論』において国家を複数のタイプに分けて論じており，それぞれのタイプに合わせた政策を提唱している。たしかに，部分社会の存在しない国家では部分社会をいかに発生させないかが肝要である。この意味で，ルソーが部分社会の発生を恐れていた訳ではないとする押村の解釈は妥当ではない。しかし，ジュネーヴのように，比較的少ない程度であるにせよ，部分社会が既に存在している国家において求められる方策は，その存在を完全に排除することではなく，一つの部分社会——すなわち党派が力を持ちすぎないように対処することなのである。では，ルソーは具体的にどのような手段で腐敗を抑制しようと考えていたのだろうか。

1. 『社会契約論』の実践的意図

本節で見ていくように、『社会契約論』の実践的意図は，ジュネーヴ共和

(14) 鳴子博子「ルソーの視座から見た自由（経済的自由）と平等（生存権）のせめぎ合い—なぜル・シャブリエ法は1世紀近くも失効しなかったのか—」『中央大学経済研究所年報』第53号I，2021年，487-508頁。

国において市民が全員参加する総会の定期開催を制度化することで、部分社会たる小評議会に権力が集中することを抑制し、この小共和国がこれ以上腐敗しないように予防することであった。彼は、300年以上繰り広げられてきた総会を構成する市民と小評議会を構成する貴族による権力闘争の歴史を踏まえ、市民の側に立ち、総会こそが小評議会よりも上位の立場であることを論証しようとしたのである⁽¹⁵⁾。その際に彼が用いたのが、「社会契約説」と「一般意志」という概念である。

周知のとおり、『社会契約論』はフランス革命の指導者らによって度々引き合いに出されたことから、しばしばフランス革命を唱道するために執筆されたと考えられてきた⁽¹⁶⁾。しかし、実際には彼は武力による革命に対し否定的な見解を持っており⁽¹⁷⁾、複数の著作においてフランスのような伝統的な君主国では革命を起こすべきではないと繰り返し示唆している⁽¹⁸⁾。ルソ

-
- (15) なお、このような解釈は既に複数の研究者によって提出されている。ヘレナ・ローゼンブラットは、『社会契約論』が「市民側の政治的要求に哲学的な論拠を提供したことは誰の目にも明らかであった」と主張している (Helena Rosenblatt, *Rousseau and Geneva. From the First Discourse to the Social Contract 1749-1762*, New York: Cambridge University Press, 1997, p. 269.)。また、小林淑憲も、同書が当時のジュネーヴ共和国の改革のために書かれたものであり、特にその後半部は、同国の墮落・死滅を阻止する諸方策を論じたものであると主張している。ただし、ローゼンブラットの解釈と異なり、小林は、同書はあくまでも国家全体の利益のために書かれたものであり、一部の急進的な市民の要求を追認したのでは必ずしもないと考えている (小林淑憲「内乱後のジュネーヴ共和国と『社会契約論』」『政治思想研究』第1号、2001年、95-112頁)。
- (16) ベルナル・マナ「ルソー」『フランス革命辞典2』柏木佳代子訳、みすず書房、1995年。
- (17) 「〔ジュネーヴで起こった内乱を目撃して、〕この恐ろしい光景は、私に非常に強い印象を与えたので、もしも〔ジュネーヴ〕市民の権利に戻ることがあっても、けっしてどんな内乱にも加わらず、行動によっても言葉によっても、けっして武器に訴える自由を支持すまいと誓った。」(O.C.I, pp.215-216.「告白」『ルソー全集』第一巻、239頁。括弧内は筆者による)
- (18) 「ひとたび服従に慣れた人民は、もはや主君がなくてはやってゆけません。束縛をふるい落とそうと試みれば、彼らはますます自由から遠ざかります。それ

ーが『社会契約論』において実際に念頭に置いていたのは、フランスではなく彼の祖国ジュネーヴ共和国である。彼は『山からの手紙』において以下のように述べている⁽¹⁹⁾。

私は、あなたがた〔ジュネーヴ〕の政体を立派であると思ったからこそ、それを政治制度のモデルとして取りあげ、全ヨーロッパに手本として示したのです。あなたがたの政府の破壊をもとめるどころか、私はそれを維持する方法を明らかにしたのです。この政体は、非常にすぐれてはいるけれど、欠陥がないわけではありません。人々はそれが変質こうむるのを防ぐことができたし、今日陥っている危険からそれを守ることができたのです。私はこの危険を予測し、それをわかってもらおうとし

は自由とは反対の勝手気ままを自由ととりちがえるので、彼らの企てる革命は、ほとんど常に、彼らの鎖を重くするにすぎない煽動家たちの手に自分の身をまかせることになるからです。」(O.C. III, p. 113. 『人間不平等起源論』11-12頁。), 「一たび慣習が定まり、偏見が根を下ろしてしまったとき、それを改革しようとするのは危険でむだなくわだてである。」(O.C. III, p. 385. 『社会契約論』68頁。)

- (19) 『山からの手紙』は、ジュネーヴ政府が国家を破壊する傾向があるという理由から『社会契約論』と『エミール』を焚書処分にしたことを受け、ルソーが自己弁護のために著した書である。本著作において彼は以下のように述べている。「私が政府を破壊するものではないことを証明するためには、私はどうすればよいのでしょうか……同じ非難を浴びせられていっしょに焼かれた私の二冊の著書のうちで、政治的権利と政府の諸問題を論じているものは一つ〔『社会契約論』〕しかありません……問題は、それゆえ、その体系を明らかにするか、その本の梗概を述べることにつきますのです。」(O.C. III, p. 806. 『山からの手紙』『ルソー全集』第八巻, 341-342頁。)ここからも分かるように、本著作は『社会契約論』の作者自身による解説書という性格を有しており、近年、ルソーの政治思想を読み解く上での重要な手がかりとして注目されるようになってきた。『山からの手紙』の邦訳者である川合清隆は、翻訳に際して初めて本著作を読み、「この論争文がルソー自身による『社契論』の解説書として大変貴重であるにもかかわらず、『社契論』研究でほとんど参照されていないことに気づいた」と述懐している(川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』名古屋大学出版会, 2007年, 255頁。)

ました。そして、予防策を示唆しましたので(20)。

以上から明らかなように、彼の実践的意図とは、ジュネーヴ政体とその欠陥によって変質することを防ぐため、その予防策を提示することであった。

ルソーが危惧していたジュネーヴ政体の具体的な欠陥とは、小評議会に対して総会が従属的な立場に置かれていた点である。ここで小評議会とは、行政権を担う組織であり、政府としての役割を有している。また、総会とは、市民全員が参加し、立法権を担う組織である(21)。16世紀にサヴォワ公の支配を脱したジュネーヴは、1543年にカルヴァンが作成した法令によって共和国としての国制を築くこととなった。この法令によって小評議会と総会が設置されたが、両会議の権限の範囲が明確に規定されていなかったため、その後数百年に渡り小評議会と総会の間で権限を巡る対立が繰り返られることとなった。このような対立は、いくつかの重大な事件を挟み、ルソーが生まれる18世紀まで続くこととなるが、この間の全体的な趨勢としては、小評議会による寡頭政へと向かう傾向が指摘されている。すなわち、当初は市民から選出されていた小評議会のメンバーが次第に限られた家柄に固定化されることで門閥貴族化し、また、総会は時間の節約等を理由に開催されなくなっていったのである(22)。

そこでルソーは先述の『山からの手紙』において以下のように述べている。

(20) O.C. III, p. 809. 「山からの手紙」『ルソー全集』第八巻, 346頁。

(21) なお、当時のジュネーヴには、小評議会を掌握していた門閥貴族と、総会への参加を許されていた市民のほかに、手数料を納入することで外国から移り住んできた「居住民」や、その居住民の子供である「土地っ子」等の身分が存在し、彼らは総会へ参加する権利を持たなかった(アルフレッド・デュフル『ジュネーヴ史』大川四郎訳, 白水社, 2021年, 137-138頁)。

(22) 小林淑憲「共和国ジュネーヴ」『国際都市ジュネーヴの歴史——宗教・思想・政治・経済』, 大川四郎・岡村民夫編, 昭和堂, 2018年, 193-217頁。

総会において、あなたがたの主権は麻痺させられます。あなたがたはあなたがたの為政者の好むときにしか行動できず、また彼らがあなたがたに尋ねる時にしか発言することができません。もし彼らが総会を開催すまいと思えば、それだけで、あなたがたの権威、あなたがたの存在は無に帰するのです。……このとき、国家には、一つの活動する機関、すなわち行政権力だけが残ることになります。行政権力は力に過ぎず、力だけが支配する所では、国家は解体しているのです。全ての民主制国家がどのようにして最後に滅びるかは、かくのとおりです。

ここからも分かるように、ルソーが危惧していたのは、小評議会が総会を抑圧することによって権力を独占し、やがては専制化する事態であった。

総会を構成する市民と小評議会を構成する貴族の対立は、1734年のいわゆるタンボヌマン事件を契機にジュネーヴ動乱と呼ばれる内乱に発展し、その後、フランス国王による調停によって一応の決着を見た。その際にフランス国王から提示された調停規定は、1738年に市民総会によって承認されたことで条文化され、以後、約四半世紀に渡って「光輝ある調停の規定」としてジュネーヴに平穏をもたらすこととなった⁽²³⁾。この調停規定では、総会の権限が明確に規定され、法案の可決および法律の変更をはじめ、宣戦および和平の締結まで、様々な決定に関して総会の承認なしには認められないことが規定されている⁽²⁴⁾。

ルソーも『山からの手紙』においてこの調停規定を「共和国の救い」であり「神聖かつ侵すべからざるもの」として絶賛し、相当な紙幅を割いてこの規定について検討している⁽²⁵⁾。彼によれば、総会は調停規定によってその

(23) デュフル (2021), 140-141 頁。

(24) 小林 (2018), 207 頁。

(25) 「なんと云おうと、『調停規定』は共和国の救いでした。これが破られないかぎ

地位が明文化され、合法的に招集されることが認められるようになったにも関わらず、総会の招集の権限が小評議会のみ握られていたため⁽²⁶⁾、調停規定の採択後も、小評議会は様々な理由をつけて総会を開催しようとしなかった⁽²⁷⁾。彼はその点について厳しく非難を加え、総会の開催が現実的にも十分可能であることを力説している⁽²⁸⁾。全9編にわたる『山からの手紙』のうち第6巻以降は、ほとんどこの点についての記述が中心となっている。従って、同書においてルソーが提示した予防策とは、総会の諸権限を明文化した調停規定を基本的には踏襲した上で、同規定においては明文化されていなかった総会の定期開催を制度化することなのである。

『山からの手紙』が『社会契約論』をより具体化した概説書であるという点は注の中で既に述べたが、事実、『社会契約論』においても、全4巻のうち第3巻の最終章「政府の越権をふせぐ手段」において、ルソーは同様の主張を行っている⁽²⁹⁾。これまで開催されてこなかった総会の必要性を説くに

り、共和国は守られるでしょう。……あなたがたはそれを神聖かつ侵すべからざるものとみなさねばなりません。」(O.C. III, p. 822. 「山からの手紙」『ルソー全集』第八巻, 361頁。)

- (26) 「従って、……この団体〔小評議会〕のみが総会を招集することになります。」(Ibid., p. 828. 邦訳 367頁, 括弧内は筆者による。)
- (27) 「あなたがたの総会開催が必要となることの決してないよう、万全の策が講じられています。……それゆえ、小評議会は、総会を完全に廃止することも不可能ではありません。」(Ibid., pp. 829-830. 邦訳 368-369頁。)
- (28) 「かつてジュネーヴでは、総会は頻繁に開かれました。なにが少しでも重要なことが起こればすべて総会にかけられたのです。1707年、シュエ市長は、有名になった演説のなかで、……参加者数の極端な増加を強調し、それが今日では頻繁な開催を不可能にしていると述べています。かつては、この集会は2~300名を超えたことがないのに、現在では13~400名にものぼると断言しています。しかし、両方ともに、大変な誇張があるのです。……総会の参加者数は、今日も2, 3世紀前とだいたい変わりがないか、あるいは少なくとも大差ないという結論になります。……したがって、シュエ市長の非難は的外れであり、彼の推論は間違っていたのです。」(Ibid., pp. 830-831. 邦訳 376-377頁。)
- (29) 「わたしがさきへのべた定期的集会は、この不幸〔政府の越権〕をふせぎ、あるいはその到来をひきのばすのに適当な方法である。その集會をするのに、招

は、総会が共和国において欠くことのできない存在であり、小評議会よりも上位の存在であることを論証する必要がある。当時のジュネーブでは、「主権」の帰属をめぐる政府と市民の間で論戦が繰り返されてきたが⁽³⁰⁾、ルソーの『社会契約論』は、まさにこのような論戦の渦中であって、政府という個別的集団ではなく、共和国の「市民」全体にこそ主権が存することを訴えた書であると言えるだろう。

そのためにルソーが用いた理論こそ、「社会契約説」と「一般意志」をめぐる考察なのである⁽³¹⁾。すなわち、ホッブズやロックによって提唱された社会契約説を踏襲し、国家の正当性の根拠は国家の構成員一人ひとりの同意にあるという前提の下、彼ら一人ひとりの意見を総合させたものを一般意志と定義することで、これこそが国家の意志そのもの——すなわち主権であると位置づけたのである。このように考えると、国家において何か重要な問題について決定を下す際には、それが一般意志に合致しているか否かを確認しなくてはならない。そして、一般意志を明らかにするためには、その問題について市民全体の意見を確認する必要があるが、そのためには、当然市民全員が一堂に会し、その問題について意見を表明するための場が必要となる。そのような場こそまさに人民集会——すなわちジュネーブにおける総会なのである。

たしかに、日々の行政については市民の時間的制約から少数の代議士に委

集手続を必要としない場合は、とくにそうである。」(O.C.III, p.435.『社会契約論』142頁、括弧内は筆者による。)

(30) 小林 (2001)。

(31) なお、度々指摘されているとおり、「一般意志」という概念自体はルソーが生み出したものではない。ルソーの一般意志論で新しいのは、それまでは宗教的な文脈で用いられてきた同概念を、政治的な文脈において、それまでとは全く異なる意味で用いた点にある。(落合隆「17-18世紀のフランスにおける一般意志概念の変遷について—ルソー政治哲学の理解のために—」『人文研紀要』第81号、2015年、中央大学人文科学研究所、239-167頁。)

託する必要があるが、このような代議士——すなわち小評議会の構成員は、あくまでも市民の中から一時的に選ばれた代理人に過ぎず、市民に委託された以上のことを行う権限は無い。何か重要な決断をする際には、彼らには一般意志を「代表」して決断する権限はなく、必ず市民全員——すなわち総会に意見を伺わなければならない⁽³²⁾。その帰結が一般意志である。このような論理で、ルソーは、主権が政府ではなく市民全体に存することを論証しようとした。そして、これこそがまさに『社会契約論』が執筆された目的の一つなのである。

2. 「部分社会」とは何か

ルソーが部分社会の存在を否定していたかどうかを検討するに際して、まずは彼が部分社会という時、それが具体的に何を指しているのかについて明らかにする必要がある。本節の結論を先取りすると、ルソーが部分社会と述べる際にしばしば想定しているのは階級的区分に基づく貴族である。より具体的に言うと、それは貴族によって構成される元老院や政府を指しており、ジュネーヴにおいては小評議会に相当する。そのため、本稿では、この意味での部分社会論に主たる関心を向ける⁽³³⁾。

ルソーは『社会契約論』第2編第4章において、「もし部分社会が存在す

(32) 「主権は譲りわたされえない、これと同じ理由によって、主権は代表されえない。主権は本質上、一般意志のなかに存する。しかも、一般意志は決して代表されるものではない。……人民の代議士は、だから一般意志の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは、人民の使用人でしかない。彼らは、何ひとつとして決定的な取りきめをなしえない。人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり、断じて法律ではない。」(O. C. III, pp. 429-430, 『社会契約論』133頁。)

(33) ルソーは「分裂」や「党派」といった言葉を部分社会とほとんど互換可能な語として用いているが、18世紀当時のジュネーヴに未だ政党は存在しておらず、従って、押村も指摘している通り、ルソーのいう「党派」と今日的な意味での「政党」にさほど関りは無い。(押村, 1994年)。

るならば、ソロン、ヌマ、セルヴィウスがしたように、その数を多くして、その間に生じる不平等を防止しなければならない」と主張している⁽³⁴⁾。続く第4編第4章では、セルヴィウスの行ったこの政策がかなりの紙幅を割いて検討されているが、この政策こそ、共和政ローマにおいて市民を財産の額に応じて複数の階級に分割した方途なのである⁽³⁵⁾。

さらに、ルソーは『政治経済論』において以下のように述べている。

あらゆる政治社会は、さまざまな種類のもっと小さな他の諸社会から成っており、それらはそれぞれ自己の利害と格率を持っている。これらの社会は外形に現れた公認の形態をもっているから、だれもがその存在に気づくが、しかし国家のなかに実際に存在する唯一のものなのではない。……特殊社会はそれらを包括する社会につねに従属しているから、人は前者よりもまずこの社会に従わなければならないし、市民の義務は元老院議員の義務よりも優先し、人間の義務は市民のそれに優先するということは真実である⁽³⁶⁾。

このように、ルソーは部分社会の存在を前提としつつ、その一例として元老院を挙げている⁽³⁷⁾。ここからもわかるとおり、彼が部分社会として強く念頭に置いているのは元老院なのである。そして、「あらゆる政治社会は、さまざまな種類のもっと小さな他の諸社会から成って」いるとルソーが認めていることから、彼が部分社会を存在すべきでないと考えていたという解釈

(34) O. C. III, p. 372. 『社会契約論』48頁。

(35) *Ibid.*, pp. 444-453.

(36) *Ibid.*, pp. 245-256. 「政治経済論」『ルソー全集』第五巻, 68頁。

(37) なお、ここでは、部分社会の構成員の例として、引用した元老院を構成する貴族に加え、僧侶と兵士を挙げている。ここからも分かるように、彼が部分社会として念頭に置いていたのは必ずしも元老院のみという訳ではない。

が誤っていることは明白だろう。

最後に、ルソーは『山からの手紙』の中で、「ここでしばらく、二党派を対比して、どちら側の活動がより恐るべきか、……判定することにしましょう」と述べた上で、ジュネーヴにおける市民階級と小評議会について比較検討している⁽³⁸⁾。彼が部分社会と党派を互換可能な語として用いている点は既に述べたが、彼が党派——すなわち部分社会として言及している一例が、ジュネーヴにおける小評議会なのである。

以上から、ルソーが部分社会の存在を自明の前提としている点、彼が部分社会の典型例として念頭に置いていたのは貴族によって構成される元老院である点、そして、この元老院はジュネーヴにおいては小評議会に相当し、政府としての役割を担っていたという点が明らかになった。

今一度『社会契約論』を読み返してみると、本書が、政府の団体意志が一般意志を乗っ取ってしまう事態をどのようにして阻止しうるかという問題関心に基づいて執筆されていることが分かる。換言すれば、同書は、ジュネーヴにおける政府——すなわち小評議会の越権を防ぐことを目的に執筆されているのである。「団体の一つが、きわめて大きくなって、他のすべての団体を圧倒するようになると、……もはや一般意志は存在せず」とルソーが言う時、彼が危惧しているのは、ジュネーヴにおいて小評議会が総会を圧倒する事態なのである⁽³⁹⁾。以下では、この意味での部分社会が存在する国家とは、どのような国家を示すのかを明らかにしよう。

3. 『社会契約論』における国家の分類

(1) 第2編第3章における分類

『社会契約論』において、ルソーはたびたび国家をいくつかの状態に区別

(38) *Ibid.*, p.888. 「山からの手紙」『ルソー全集』第八巻, 438頁。

(39) *Ibid.*, p.372. 『社会契約論』48頁。

して論じている。まず、第2編第3章では、一般意志がどのようにして明らかになるのかについて、以下のように論じられている。

- ①人民が十分に情報をもって審議するとき、もし市民がお互いに意志を少しも伝えあわないなら、わずかの相違がたくさん集まって、つねに一般意志が結果し、その決議はつねによいものであるだろう。
- ②しかし、徒党、部分的団体が、大きい団体を犠牲にしてつくられるならば、これらの団体の各々の意志は、その成員に関しては一般的で、国家に関しては特殊なものになる。その場合には、もはや人々と同じ数だけの投票者があるのではなくて、団体と同じ数だけの投票者があるにすぎないといえよう。相違の数はより少なくなり、より少なく一般的な結果をもたらす。
- ③ついには、これらの団体の一つが、きわめて大きくなって、他のすべての団体を圧倒するようになると、その結果は、もはやさまざまなわずかな相違の総和ではなく、たった一つだけの相違があることになる。そうなれば、もはや一般意志は存在せず、また、優勢を占める意見は、特殊な意見であるにすぎない⁽⁴⁰⁾。

(番号は筆者による)

ここから、一般意志を明らかにするに際して、ルソーは3つの場合に峻別していることが分かる。すなわち、①部分社会が存在しない場合、②部分社会は存在するが、未だ特定の団体が支配的な力を持っていない場合、③部分社会が存在し、特定の団体が支配的な力を持っている場合である。そして、続く文章では、ルソーは①と②のそれぞれの場合について以下のような方策を

(40) *Ibid.*, pp. 371-372.

論じている。

- ①だから、一般意志が十分に表明されるためには、国家のうちに部分社会が存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけをいうことが重要である。偉大なリュクルゴスの独特、崇高な制度は、これであった。
- ②もし、部分社会が存在するならば、ソロン、ヌマ、セルヴィウスがしたように、その数を多くして、そのあいだに生ずる不平等を防止しなければならない。こういう用心だけが、一般意志をつねに明らかにし、人民が自らをあざむかないための有効なものである⁽⁴¹⁾。

(番号は筆者による)

このように、一般意志を明らかにするために、部分社会が存在しない場合(①)は部分社会を発生させないことが重要となるが、部分社会が既に存在している場合(②)に重要となるのは、その存在を排除するというより、むしろその数を多くすることで部分社会間の不平等を防止することなのである。

この章は、ルソーが部分社会を否定しているという解釈の論拠として最も頻繁に引用される章である。これらの解釈では、多くの場合、①の文章のみを引用し、続く②の文章については触れられないことが多い。しかしながら、②の「もし、部分社会が存在するならば、……その数を多くして、そのあいだに生ずる不平等を防止しなければならない」という一文を見ると、ルソーは必ずしも部分社会の排除を目指していた訳ではないということが分かる。

(41) *Ibid.*

(2) 第4編第1章における分類

次に、『社会契約論』第4編第1章においても、先述の第2編第3章と同様に、一般意志がどのようにして明らかになるのかについて、国家の腐敗の程度に応じて論じられている。

- ①多くの人間が結合して、一体をなしているとみずから考えているかぎり、彼らは、共同の保存と全員の幸福にかかわる、ただ一つの意志しかもっていない。その時には、国家のあらゆる原動力は、協力で単純であり、国家の格率ははっきりとして、光りかがやいている。利害の混乱や矛盾はまったくない。共同の幸福は、いたるところに、明らかにあらわれており、常識さえあれば、誰でもそれを見分けることができる⁽⁴²⁾。
- ②しかし、社会の結び目がゆるみ、国家が弱くなりはじめると、また、個人的な利害が頭をもたげ、群小の集団が大きな社会に影響を及ぼしはじめると、共同の利益はそこなわれ、その敵対者があらわれてくる。投票においては、もはや全員一致は行われなくなる。一般意志は、もはや全体の意志ではなくなる。対立や論争が起る。そして、どんなに立派な意見でも、論争をへなければ通らなくなる⁽⁴³⁾。
- ③最後に、国家が滅亡にひんして、もはやごまかしの空虚な形でしか存在しなくなり、社会のきずなが、すべての人々の心の中で破られ、もっともいやしい利害すら、厚かましくも公共の幸福という神聖な名をよそおうようになると、その時には、一般意志はだまってしまう。す

(42) *Ibid.*, p. 437.

(43) *Ibid.*, p. 438.

べての人々は、人にはいえない動機にみちびかれ、もはや市民として意見を述べなくなり、国家はまるで存在しなかったかのようである。そして、個人的な利害しか目的としないような、不正な布告が、法律という名のもとに、誤って可決されるようになる⁽⁴⁴⁾。

(番号は筆者による)

②の国家では、群小の集団——すなわち部分社会が出現し、投票が全員一致にはならず、一般意志を明らかにするためには論争を経る必要がある。また、②の記述から、①の国家では部分社会が存在しないと推察できる。また、この国家には利害の混乱や矛盾は全くなく、何が共同の幸福に資するかは誰の目にも明らかたため、投票は常に全員一致し、論争を経ずとも一般意志が明らかになることも推察できるだろう。そして、③の国家では、部分社会のうちの特定の団体が支配的な力を持つことで、その団体の個別的な利害しか目的としないような法律が公共の幸福という名目で可決され、一般意志は黙ってしまうのである。

このような分類は、先述の第2編第3編における分類——すなわち、一般意志を明らかにする際の、①部分社会が存在しない場合、②部分社会は存在するが、未だ特定の団体が支配的な力を持っていない場合、③部分社会が存在し、特定の団体が支配的な力を持っている場合という分類と重なっている。また、第4編第1章における区分で重要なのは、ルソーにとって①の国家が最も理想的で、③の国家が最も悪い国家であるという形で、価値判断が行われている点である。ここでは、①の国家から②、②の国家から③へと次第に腐敗していく様が、時系列に沿った形で描写されている。

ここで重要なのは、①の理想的な国家は一種の理念型であり、おそらく現

(44) *Ibid.*

実には存在しないという点である。というのも、先述の通り、①の国家では利害の混乱や矛盾が全くなく、投票は全員一致すると推察されるためである⁽⁴⁵⁾。実際、本章に続く第2章では投票について論じられているが、そこでは投票が全員一致である必要はなく、過半数の得票を得た意見が一般意志とみなされると述べられている⁽⁴⁶⁾。ここからも分かる通り、ルソー自身、投票の結果が全員一致になるとは考えていない。ルソーは①のような部分社会が存在しない国家を理念型として描きつつも、実際には部分社会が存在する②のような国家を主要な考察対象としているのである。

(3) 政府の形態による分類

最後に、『社会契約論』第3編において展開される政体分類について検討し、上述の考察と比較しよう。同編において、ルソーは国家を民主政、貴族政、君主政という3つの政体に分けて論じている。このような分類は西洋政治思想史の文脈においてさほど珍しいものではないが、彼の独特な点は、政府を構成している行政官の人数によって政府を分類している点である。すなわち、政府を構成している行政官の人数が市民全員か、あるいは市民の過半数を超える場合、そのような国家は民主政という名で呼ばれる。一方、行政官の数が単なる市民の数よりも少ない場合は貴族政と呼ばれ、行政官としての権力がたった一人の人間に集中している場合、そのような人間こそが君主であり、この政体は君主政と呼ばれるのである⁽⁴⁷⁾。

ここで、部分社会が政府を指しているという点を踏まえると、民主政には

(45) 『社会契約論』のモデルがジュネーヴ共和国であるという点は既に述べたが、ルソーによれば、ジュネーヴ総会の出席者は、最も古い時代のものでも少なくとも5～600名にのぼったようである (*Ibid.*, p. 830. 「山からの手紙」『ルソー全集』第八巻, 376頁。)。常識的に考えて、5～600名が投票を行い、その結果が常に全員一致になることは有り得ないだろう。

(46) *Ibid.*, p. 441.

(47) *Ibid.*, pp. 402-403.

(少なくとも政府という意味での) 部分社会は存在しないと言えるだろう。何故なら、民主政においては全ての市民が政府の構成員であるが、全員が所属している団体は定義上「部分」社会とはなり得ないためである。また、ルソーによれば、「民主政という言葉の意味を厳密に解釈するならば、真の民主政はこれまで存在しなかったし、これからも決して存在しない」。なぜなら、「人民が公務を処理するためにたえず集まっているということは想像もできない」ためである⁽⁴⁸⁾。そのため、彼は、「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるであろう。これほどに完全な政府は人間には適さない」と結論づけている⁽⁴⁹⁾。すなわち、彼はこの意味での民主政を高度に理想的な国家として描きつつも、そのような政体は現実には存在しないことを認めているのである。

次に、ルソーは貴族政について、「貴族政には、二つのはっきり違った精神的人格、つまり政府と主権者とがある。したがって二つの一般意志があるわけで、一つは全ての市民にとっての一般意志であり、他方は行政にたずさわる者のみにとっての一般意志だ」と述べている⁽⁵⁰⁾。また、「貴族政治においては、団体の利益のため、公共の力を一般意志の規則に従って働かすことが少なくなりはじめ、他の避けることのできない傾向によって、執行権の一部が法律から除外されるということを注意しなければならない」とも述べている⁽⁵¹⁾。このように、貴族政においては政府が自分たちの団体意志を優先し、一般意志を無視するような事態に注意しなければならないと論じているが、これは『社会契約論』に通底する上述の問題関心そのものだと言えるだろう。ここから、同書において考察の対象となっている政体は、腐敗しがち

(48) *Ibid.*, pp. 404-405.

(49) *Ibid.*, p. 406.

(50) *Ibid.*

(51) *Ibid.*, p. 407.

な貴族政であることが分かる。事実、当時のジュネーヴ共和国こそ、まさに門閥貴族化した一部の家柄によって小評議会の議席が独占されている貴族政国家だったのである⁽⁵²⁾。

最後に、君主政とは、君主というたった一人からなる政府の個別意志が、一般意志を支配してしまう政体である⁽⁵³⁾。これは、まさに前節までに論じてきた③の国家、すなわち、特定の部分社会が支配的な力を持つ国家とほぼ同じ状態だと言えるだろう。また、彼は、「君主政を常に共和政よりも劣ったものにする避けがたい根本的な欠点」について論じており⁽⁵⁴⁾、また、「民主政から貴族政へ、貴族政から王政へと移ってゆく」場合が、政府が腐敗する自然な傾向であると主張している⁽⁵⁵⁾。ここからも分かる通り、ルソーの考えでは、君主政が最も悪い政体であり、民主政が現実には不可能だが最も理想的な政体である。ここでも、民主政から貴族政、君主政の国家へと次第に腐敗していく様が時系列的に描写されている。この政体分類は、前節までで論じてきたような、腐敗（墮落）の程度に関する区分と重なっていると言えるだろう。

以上より、これまで論じてきた『社会契約論』における3つの分類は、全

(52) なお、ルソーは貴族政を自然な貴族政、選挙による貴族政、世襲による貴族政の3種類に分類した上で、世襲による貴族政は「あらゆる政府の中で最悪のもの」で、「選挙による貴族政がもっともよい」と主張している（*Ibid.*, p. 406.）。ジュネーヴ共和国において、小評議会の議席が次第に一部の家柄のみに世襲化されるようになっていったという点は既に述べたが、ここから分かる通り、彼はこのような事態を良く思っておらず、小評議会の議席を選挙によって決定すべきだと考えていたようである。

(53) なお、君主政における行政官が君主たった一人とは言っても、現実には君主の臣下が数多く行政官として政府を構成することになる。ルソーもこの点については認めており、現実には君主と人民の間を繋ぐ「中間の階層」が存在すると述べている（*Ibid.*, p. 410.）。従って、君主政と貴族政を分かつ点は、複数の行政官の中で、権力が一人（ないし数人）に集中しているか否かにある。

(54) *Ibid.*

(55) *Ibid.*, p. 421.

て重なっていることが分かる。すなわち、『社会契約論』全体に通底している分類として、以下のように整理することができる。

①	民主政	部分社会なし	個人の意志は常に一般意志と合致する
②	貴族政	部分社会あり	議論を経ることで一般意志が明らかになる
③	君主政	部分社会あり	特定の団体の意志によって一般意志が黙ってしまう

(4) 国家は生き物と同様に老いて腐敗する存在で、基本的に若返らない

本節での残された課題は、ルソーが国家を腐敗とは逆の方向へ変化させること、つまり、若返らせることができると考えていたか否かである。彼は国家が生き物と同じように生まれた瞬間から死に向かう存在であると考えている。以下に見るように、彼にとって、国家は誕生時に最も純粋で理想的な状態であり、時間の経過とともに腐敗していき、やがては滅亡へと至る存在である。だとすれば、国家は生物と同様に、若返ることはきわめて困難であろう。すなわち、ある程度腐敗が発生している国家から部分社会を取り除き、国家を若返らせることは基本的に不可能な営為なのである。

実際、ルソーが当時のジュネーヴ共和国を腐敗とは逆の方向へ回帰させることはできないと考えていたことは、『社会契約論』第3編第10編の考察からうかがえる。

政府の墮落には、一般に二つの道がある。すなわち、政府が縮小する場合と、国家が解体する場合とである。

政府が縮小するのは、それが多数者から少数者に移ってゆくとき、すなわち、民主政から貴族政へ、貴族政から王政へと移ってゆくときである。これこそ、自然的な傾向である。もし、逆に政府が少数者から多数者に移ってゆくときには、政府のタガがゆるむ、といいうる。しかし、

このような逆行は不可能である⁽⁵⁶⁾。

このように、ルソーは民主政から貴族政、貴族政から君主政へと移るのが自然な傾向と考えており、逆に政府が少数者から多数者——すなわち君主政から貴族政、貴族政から民主政へと移っていくのは不可能であると断言している。さらに、彼は続く第 11 章「政治体の死について」において以下のように述べている。

このようなこと〔政府の墮落〕こそ、もっともよく組織された政府にとっても、自然で避けられぬ傾向である。スパルタやローマでさえも滅びた以上、いかなる国家が、永久に存続することを望みえようか？ だから、もし永続的な制度をつくろうと思うならば、それを、永遠なものにしようと考えてはならない⁽⁵⁷⁾。

彼によれば、「政治体は、人間の身体と同様に生まれた時から死にはじめる」ため、「最もよく組織された国家にも終わりがある」のである⁽⁵⁸⁾。なお、このように国家を人間のような有機体とみなす考え方はルソー独自のものではなく、古代から初期近代まで、国家は生まれた時から老いはじめ、やがては腐敗し、いずれは死に至る存在であると考えられてきた⁽⁵⁹⁾。国家が生き物

(56) *Ibid.*, pp. 421-422.

(57) *Ibid.*, p. 424. 括弧内は筆者による。

(58) *Ibid.*

(59) よく知られているように、古代ギリシアの思想家プラトンは、『国家』の中で、「国家のなかにも、それぞれの個人の魂のなかにも、同じ種族のものが同じ数だけある」と述べ、国家の〈理知的部分〉、〈気概の部分〉、〈欲望的部分〉について検討している（プラトン『国家（上）』藤沢令夫訳、岩波書店、1979年、361頁）。甚野尚志が指摘するように、人間と国家を同一の原理で構成されたものとみなすプラトンの議論から、人体と国家を比較する議論が当時すでによく知られていたことが推定できる（甚野尚志『隠喩のなかの中世——西洋中世

であるとすれば、若返ることは自然の摂理に反するだろう⁽⁶⁰⁾。だとすれば、ルソーは、自然の摂理に逆行する行為、すなわち、貴族政から民主政へと移行させる行為を意図してはいないと言えるだろう。

しかし、国家が腐敗することが避けられないのであれば、ルソーが逮捕の危険まで冒して『社会契約論』を著した動機はどこにあったのだろうか。それを探る手掛かりは次の一節にある。

人間の体制は、自然のつくったものであり、国家の組織は人間のつくったものである。人間の生命を長くすることは、人力ではいかんともしがたい。しかし、できうるかぎりよい体制を、国家に与えることによって、国家の生命をできるだけばすことは、人力にかかっている。最もよく組織された国家にも終わりがある。しかし、そうした国家は、……

における政治表徴の研究』光文堂、1992年、120頁)。また、マキアヴェッリも、国家などの統治体はいずれ確実に崩壊すると考えていた(マキアヴェッリ『ディスコルシ』永井三明訳、ちくま学芸文庫、2020年、457頁)。さらに、ルソーと同時代の思想家モンテスキューも、「およそ人間的な事物には終わりがあるように、われわれの述べている国家も、その自由を失い、滅びるであろう。ローマもスパルタもカルタゴもまさしく滅んだのである」と述べている(モンテスキュー『法の精神(上)』野田良之他訳、岩波書店、1989年、307頁)。

(60) ただし、ルソーによれば、ごく限られた場合に限り、国家は革命によって「その灰の中からよみがえり、……若さの力を取りもどすことがある」。しかし、こうした出来事は極めて稀であり、「こういうことは、同じ人民にたいして二度とは起こりえない」。彼は、この革命が成功した例として暴君追放後(16世紀初頭)のスイスを挙げていることから、本書のモデルとなった18世紀当時のジュネーヴにおいては、革命による若返りは二度と起こらないことを示唆している。また、このような革命が成功するのは、「人民がたんに未開である間だけのことであって、市民の活力が消耗した時には、もはやそういうことはできない」。そのような場合には、「動乱が人民を破壊することはありえても、革命が人民を再建することはできない」(O.C. III, p. 385, 『社会契約論』68-69頁)。ここで、18世紀当時の諸外国と比較した時に、フランスが既に未開の国家ではなく十分に成熟した国家であったことは論を待たない。『社会契約論』がフランス革命を唱道するための書ではないことは既に述べたが、ここからも、彼がフランスにおいて革命が成功しないと考えていたことが分かる。

他の国家よりも長生きするだろう⁽⁶¹⁾。

このように、ルソーは、国家を若返らせることはできないとしても、適切な政治制度を与えることで、その腐敗を食い止めることはできると考えていたのである。

ルソーによれば、「立法権は国家の心臓であり、執行権は……国家の脳髓である」。「脳髓がマヒしてしまっても個人はなお生きうる」が、「心臓が機能を停止するやいなや、動物は死んでしまう」。従って、国家は、執行権ではなく「立法権によって存続しているのである」⁽⁶²⁾。あらためて言うまでもなく、当時のジュネーヴ共和国において立法権を担っていたのは総会であり、執行権を担っていたのが小評議会である。そして、続く第12章では、人民集会の開催が実現可能であることが力説されている。ここからも分かる通り、ルソーが国家の腐敗を食い止めるために提示した方策とは、総会の定期開催を制度化することであった。そして、これこそが、まさに『社会契約論』における重要な実践的意図の一つなのである。

おわりに

ここまで見てきた通り、ルソーは部分社会が存在しない国家を理想的に描いてはいるものの、こうした国家は一種の理念型であり、現実には存在しないと考えている。また、『社会契約論』のモデルとなっているジュネーヴ共和国には貴族政的な「政府」が存在し、これは部分社会に他ならない。彼は、同国を部分社会の存在しない民主政へと若返らせることができるとは考えていない。以上から、ルソーは貴族政の政府のあり方までは否定しておらず、部分社会たる政府を消滅させようとまでは考えていないことは明らかで

(61) O. C. III, p. 424. 『社会契約論』125-126頁。

(62) *Ibid.*

あろう。すなわち、彼は部分社会を基本的には良くないものと考えていたものの、その存在を否定していた訳ではなく、ましてや排除しようなどとは考えていなかったのである。

『社会契約論』の実践的意図は、ジュネーブ共和国において過去に開催されていた総会を復活させることで、部分社会たる政府が主権を篡奪することを阻止することにあった。このように考えると、ルソーの政治思想は、彼の祖国にかつて存在し当時失われつつあった制度を取り戻そうとしていたという意味で「保守的な」性格が強いように思われる。これまで、ルソーの政治思想については、その革新性に焦点が当てられ、ラディカルな思想家であると評価されることが一般的であった。彼が全体主義者であるという 20 世紀的視点からの評価もその一例であり、こうした評価ゆえに矛盾した思想家だと解釈されることが少なくなかったと言えよう。今後は、反対に彼の思想の保守的な面にも焦点を当てることによって、その著作を統一的に解釈する糸口が見いだせるのではないだろうか⁽⁶³⁾。

* 本研究は JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2114 の支援を受けたものである。

(63) 本稿は、筆者が 2021 年に提出した修士論文「ルソーの統一的解釈——「徒党なき分裂」による調和」の一部を加筆・修正したものである。